

第 15 章 情報公開・説明責任

第 15 章 情報公開・説明責任

【到達目標】

大学は、公的な機関であり、大学における情報公開・説明責任については、大学のステークホルダーのみならず、社会一般に対して情報を公開し、説明責任を果たすことが求められる。本学においては、以下の通り到達目標を掲げ、情報公開を推進し、説明責任を果たしていく。

- ①「大学としての社会に対する説明責任」という観点から、本学の教育・研究活動の状況、財政に関する情報及び自己点検・評価活動とその結果について、広く社会に公開し、説明責任を果たす。

(15-1) 財政公開（大学基礎データ表 48 参照）

財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状説明】

本学では、教職員、学生、父母、卒業生等の学園関係者をはじめ広く一般に対して大学の財政状況への理解を深めてもらうために財政情報を公開している。

これまで財政情報の公開は、学生を対象とした広報誌「TDU フォーラム」及び教職員を対象とした学内誌「学園月報」への予算・決算概要、資金収支計算書、消費収支計算書の掲載を主としてきたが、近年は、広く一般に向けて Web や学園活動の概況報告として 2006 年度（平成 18 年度）より学内外に向けて発行している「TDU アニュアル・レポート」において、「財務の概要」として公開している。「財務の概要」は、従来の概況や各計算書に加え、重点事業及び所要経費、各計算書の位置付け・読み方、予算差異に対する補足説明、グラフ・表を用いた財政指標の経年比較等を記載しており、簡潔かつ分かりやすさを意識した内容としている。

これらは、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書と共に Web に掲載し、広く一般に公開すると同時に、学内においては経理部及び各学部事務部に備え置き、教職員のみならず、一般にも閲覧の用に供している。

【点検・評価】

財政公開については、学校会計に馴染みのない一般の方にとっても分かりやすい内容でなくてはならず、より分かりやすくするために、さらに補完的な情報も公開していくことが必要である。

【改善方策】

今後は、社会に対する説明責任を果たすのにふさわしい公開内容の精査を行うとともに、学校法人会計特有の用語・会計処理の解説、事業目的別計算書、設置各校別計算書、授業料の使途説明、補助金等外部資金獲得状況の推移等、より分かりやすくしていくことで財政公開

内容の充実を図る。(到達目標①)

(15-2) 情報公開請求への対応

【現状説明】

大学関係者（教職員・学生・父母・卒業生等）からの情報公開請求があった場合、請求の内容が個人情報に係わるものについては、「学校法人東京電機大学個人情報保護に関する規程」により、個人情報の開示請求があった場合の手続きを定めており、関係法令及び当該規程に基づき、適切に開示し、運用を行っている。その他に、例えば学生からの本人の成績評価について疑義の申し立てがあった場合には、厳格な成績評価の観点から、必要に応じて開示するといった対応をしている。

【点検・評価】

大学のステークホルダーや、社会一般に対する情報公開については、請求の有無に係らず、教育研究活動及び財政状況を主としてホームページへの掲載や刊行物等の発行により実施しており、具体的に情報公開の請求があった場合は、個人を特定するような情報を除き、対応する必要がある。

【改善方策】

大学関係者（教職員・学生・父母・卒業生等）からの「情報公開請求」への対応は、前述のとおり、個人情報については、学校法人東京電機大学個人情報保護に関する規程に基づき対応する。

その他、本学が保有する個人情報以外の情報に対して開示請求があった場合は、情報公開の対象と公開範囲を明確にした上で、公開するにふさわしいと大学が判断した事項については公開する。(到達目標①)

(15-3) 点検・評価結果の発信

【現状説明】

本学における教育・研究活動及び財政等に関する自己点検・評価結果の発信については、TDU データブック、TDU アニュアル・レポート（一般・教職員向け）、TDU フォーラム（在校生向け）、学苑（父母向け）、さらに各種アンケート結果と分析結果等を、それぞれ関係者に配布し、さらに Web での公開により実施している。

なお、1996 年度（平成 8 年度）に大学基準協会に相互評価認定を申請し、「適格判定」を受けているが、その際の「助言」や「勧告」については、一般には公開していない。今回の認証評価機関による認証評価については、本学では、2008 年度（平成 20 年度）の自己点検・評価結果に基づいて 2009 年度（平成 21 年度）に受審することとしており、まだ評価・認証を受けていないため、現時点では発信は行っていない。

【点検・評価】

公的な教育・研究機関として、自己点検・評価結果は、広く学内外に発信し、理解を求め

ていく必要があるが、本学においては、本学では、大学全体の自己点検・評価報告書の作成及び評価結果の公表という形では未だ十分とは言えない。

【改善方策】

学校教育法第 109 条で定められているとおり、認証評価機関からの評価結果の公表を含め、大学全体としての自己点検・評価の結果を、各種印刷物（自己点検・評価報告書を含む）、Web 等により、広く学内外に定期的に公表する。（到達目標①）

